本白書利用に当たっての留意事項

本白書利用に当たっては、以下の点に留意すること。

○本白書における自殺者数について

我が国において、自殺者数は主に厚生労働省の人口動態統計によるものと警察庁の自殺統計 によるものがあるが、本白書においては特に断りのない限り、後者に基づいて集計している。

○自殺統計について

自殺統計とは、各都道府県警察において、遺体の死因を自殺と判断した場合に案件ごとに作成した自殺統計原票の情報をデータ化し、警察庁において取りまとめたものである。詳細は、以下のページを参照のこと。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi kaigo/seikatsuhogo/jisatsu
/jisatsutoukei-jisatsusyasu.html



○集計の基準について

自殺統計では、次の4つの基準に基づいて集計が可能である。

- ・自死があった日(自殺日)×生前居住していた場所(住居地)
- ・自死があった日(自殺日)×遺体が発見された場所(発見地)
- ・遺体が発見された日(発見日)×生前居住していた場所(住居地)
- ・遺体が発見された日(発見日)×遺体が発見された場所(発見地)

本白書第1章では「発見日×発見地」での集計結果、第2章では「発見日×住居地」での集計結果を用いている。

○図表データについて

第1章の一部の図表については、図表の見やすさの観点から、掲載期間を短くしたものがある。それらについて、掲載している期間より前のデータを確認したい場合は、参考資料を参照のこと。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/hakusyo2025sanko.html



また、本白書中の図表の各データについては、特段の記載がない限り、令和7年8月末時点で取得可能な最新のものを使用している。